

オーストラリアの 弁護士資格制度について

東京弁護士会会員 クレイトン・ユッツ法律事務所コンサルタント
長井 真之 ● Nagai, Masayuki

1 はじめに

私は、55期の弁護士で、2008年10月より、TMI総合法律事務所からの出向という形で、オーストラリア(豪州)の大手法律事務所の一つであるクレイトン・ユッツ法律事務所勤務する機会をいただいています。現在、勤務の傍ら、シドニーが所在するニューサウスウェールズ(NSW)州の弁護士資格の取得を目指しておりますので、私の体験などから豪州の弁護士資格制度の一端をご紹介できればと思います。

2 豪州の弁護士資格制度の概要

豪州では、米国と同様、連邦と各州(準州や首都特別地域も本稿では州と呼ぶことにします)の二重の司法制度があります。そのため、弁護士の資格制度も各州がそれぞれに定めています。ただ、現在では、一つの州で弁護士資格が与えられれば、別の州の弁護士会に登録をした上でその州で弁護士業務を行うことができます。また、ある州で弁護士資格を取得すれば、登録をすることにより連邦法の分野の弁護士業務を行うこともできます。

豪州の弁護士は、英国と同様、伝統的にソリシターとバリスターの2種類に分類されます。従来、それぞれ、事務弁護士、法廷弁護士などと訳されてきましたが、これらの区別は現在では絶対的なものではなくなくなってきていると言われています。例えば、ソリシターも法廷に立って訴訟活動を行うことができますし、NSW州では、弁護士資格を取得すればソリシターとしてもバリスターとしても登録することができます。しかし、実務的には現在でも役割分担は明確です。少なくとも企業法務の分野では、通常はバリスターは法廷の最前列で裁判官に向かって弁論を行うなどの訴訟技術の専門家に徹し、ソリシターは訴訟の準備、後方支援など訴訟全体のマネジメン

トに徹します。通常、ソリシターだけが依頼者との窓口になり、バリスターを手配します。バリスターは、ソリシターからの依頼を受け、訴訟の見込みについて鑑定したり、ソリシターと協働して訴訟戦略を練り、証拠収集や準備書面の準備を支援し、法廷で弁論を行います。法律事務所に所属するのはソリシターだけであり、バリスターたちは一般にパートナーシップを組まずに裁判所の近くのビルで執務スペースを共有しています。従ってソリシターは重要な打ち合わせの際はバリスターのオフィスを訪ねることが多いです。

弁護士の資格要件を満たした者に対し、各州の最高裁判所が弁護士資格を付与します。資格を付与された弁護士は、NSW州では、ソリシターはLaw Society of NSW、バリスターはNSW Bar Associationという各弁護士会に登録し、Practising certificateと呼ばれる証明書の発行を受けて初めて弁護士として活動することができます。各弁護士会は、苦情調査や懲戒処分などの自治的権限を行使したり、例えば、Law Society of NSWでは、毎年証明書の更新を受けるために、会費の支払い、弁護士保険への加入、各種研修の受講などを義務づけることにより、ソリシターの規律を保持しています。

3 外国弁護士の豪州弁護士資格取得について

豪州には、日本や米国ニューヨーク州のように、一斉に実施される司法試験がありません。一般の学生は、法学部や法科大学院(期間は様々ですが、一般教養を含めた場合は5年、大学卒業後の法学専攻の場合は3年が一般的)を卒業して法律学位を取得し、Practical Legal Trainingと呼ばれる法律実務研修を修了して弁護士資格を取得します。

このため、外国法の弁護士有資格者が豪州の弁護士資格を取得しようとする際にも、一般の学生が取得する法律学位に相当する豪州法科目を修了し、かつPractical Legal Trainingを修了し、英語力要件を満たしていることが要求されます。この点は現在では各州で統一的な運用がなされています。

NSW州を例にとりますと、Legal Profession Admission Board (LPAB) と呼ばれる弁護士資格要件の認定機関が、一般の学生が取得する法律学位に相当する豪州法科目を履修できる、社会人向けのコース (Diploma in Law Course) を開設しています。外国法の弁護士有資格者は、まず、LPAB が定める各法律科目 (17 の必修科目及び3つの選択科目) をこのコースで履修し、修了する必要があります。

外国法の弁護士有資格者は、自国の大学での法律科目の履修に基づいて、LPAB に対し、これらの科目の一部の履修免除を申請できます。2008年2月からは、すべての州でどの国の有資格者にどの程度の免除を認めるかの基準が統一されています。日本やドイツなどの制定法体系の国の弁護士は、原則として13の必修科目 (刑法・刑事手続法、不法行為法、契約法、不動産法、連邦憲法、行政法、証拠法、民事手続法など) の履修が義務づけられ、選択科目の履修は免除されます。英米法体系の英国や米国で履修した科目がある場合は、追加免除の可能性があります。各科目は毎年夏冬2回のセメスター (学期) に開講され、外国法の弁護士有資格者は各学期に3科目まで履修することが認められます。仮に13科目の履修が必要となると、すべて修了するまで2年以上かかることになります。

講義は、原則として各科目毎週1回、平日の夕方 にシドニー大学の教室を利用して行われています。受講している社会人は、セカンドキャリアとして弁護士を目指しているビジネスマンや法律事務所のパラリーガルなど様々で、外国から来ている弁護士が出席者の半分以上を占めていることもあります。研究者や実務家が講師となり、大学の講義に試験対策を加えたような講義を行います。講義への出席は要求されていないものの、学期の途中で課される課題で一定の得点をしないと LPAB の試験の受験資格が得られません。

試験は、各科目ごとに分かれ、期末にシドニー大学以外の場所で実施されます。科目によっては教科書やノートを参照することができ、その意味では大

学の期末試験に似ています。各講師は、複雑な事例問題を中心とした問題を出題します。不合格率は、科目や学期によって非常にばらつきがあり、1%台の場合から40%を超える場合まであります。各科目で試験に合格することで、それぞれ「修了」となります。

NSW州での代表的な Practical Legal Training (法律実務研修) は、LPAB が認定する College of Law というプログラムです。交渉・相談などの一般技術科目と訴訟手続などの実務科目があり、コンピュータを使った通信で履修することもできます (一部の講義と評価セッションへは出席が必須)。仕事を持つ社会人がパートタイムで履修する場合は修了に約8か月かかります。法律事務所などで一定期間の勤務経験を積むことも要求されます。日本で実務経験を積んだ弁護士の場合、申請により、一般技術科目については履修免除が受けられる可能性があります。

NSW州では、外国法の弁護士有資格者は、英国・米国などで一定期間以上の法学教育を受けていない限り、アイエルツ (IELTS) で総合8点以上を取得し、その証明書を提出しなければなりません。ただ、上記の Diploma in Law Course で10科目以上履修して修了すればこの要件は免除されます。

4 豪州の弁護士と日本の弁護士

日本は依然として豪州の最大の輸出相手国です。その豊富な資源や拡大しつつある人口をめぐって、今後も豪州が日本企業にとって有力な投資先であり続けられれば、日本の弁護士が豪州弁護士に接する機会もより増えていくことと思います。

また、豪州には人口約2200万人に対して弁護士が約5万人おり、熾烈な競争が行われています。弁護士数が600人を超える大手法律事務所も5つあります。そういった意味で、豪州は、弁護士人口が急拡大している日本が参考のできる諸制度やシステムが存在する諸外国の一つと言えるのではないのでしょうか。